

令和6年2月21日

美濃加茂市政記者クラブ 各位

美濃加茂市
市民福祉部長 渡邊 直仁
健康こども部長 三田村 知勢

市民福祉部及び健康こども部における事務処理誤りについて

このたび、市民福祉部及び健康こども部の業務において、次のとおり事務処理に誤りがあったことが判明しましたので、お知らせします。

事案の詳細につきましては、別紙の資料をご覧くださいようお願いいたします。

1. 発生した事案の一覧及び担当部課

(1) 一部の委託契約における消費税相当額の過払いについて

本来消費税が非課税である委託事業について、誤って消費税を含んだ金額で契約を締結し、消費税相当額を過払いしていたものです。(全6事業)

【市民福祉部 高齢福祉課】 【健康こども部 子育て支援課・健康課】

(2) 国民健康保険料の賦課誤りについて

国民健康保険料の賦課について、住所地特例による被保険者の介護保険適用除外の処理を失念し、介護保険分を誤って徴収していたものです。

【市民福祉部 国保年金課】

(3) 特定健康診査票の誤送付による非対象者の健診受診の発生について

特定健康診査の対象とならない国民健康保険の資格喪失者に、誤って特定健康診査票を送付したことで、非対象者が特定健康診査を受診されたものです。

【健康こども部 健康課】

2. 本件に関する市長コメント

このたび、事務処理誤りにより関係する市民の皆様、事業者の皆様にご迷惑をお掛けしましたことについて、深くお詫び申し上げます。

現在、美濃加茂市政策執行の指針に基づき、事務執行の適正化を全庁的に進めております。今回の事案は、いずれも指針策定前の事務処理によるものですが、指針に基づいて原因を究明し、再発防止に努めてまいります。

(1) 一部の委託契約における消費税相当額の過払いについて

消費税法第6条の規定により、本来非課税であるべきところ、誤って消費税を含んだ契約を締結し、消費税相当額を過払いしていた契約があることが判明いたしました。

1 事案の概要

市民福祉部高齢福祉課における地域支援事業、健康こども部子育て支援課における子育て支援事業、健康こども部健康課における母子保健事業の一部の委託事業において、消費税を過払いしていたことが判明しました。

過払いしていた事業は全6事業、委託事業者は9法人であり、消費税の修正申告ができる過去5年分までの過払いの総額は、16,048,882円です。

2 経緯

市民福祉部福祉課の障害者相談支援事業における消費税相当額の未払い事案、及び、他自治体における消費税相当額の過払い事案の報道等を受け、全庁的に委託事業に係る消費税の取り扱いについて確認したところ、2部3課において消費税相当額の過払い事案があったことが判明したものです。

3 今後の対応

令和5年度の締結済みの契約につきましては、消費税相当額を減じた金額で変更契約をしていた旨を説明し、過年度分の消費税相当額過払い分につきましては、委託先法人から返還いただけるよう依頼いたしました。

なお、これらの事業は、財源に国・県支出金を含むため、今後国や県の指示に基づき、過交付分について返還をいたします。

4 再発防止策

今後、このような事案が起こることのないよう、国等から送付される制度改正や関連する通知文書等について、これまで以上に精査し、遺漏なく把握するとともに、適正な事務処理の執行に努めてまいります。

5 公表について

市ホームページに掲載いたします。

【問い合わせ先】

市民福祉部 高齢福祉課

課長 井藤 恵美 0574-25-2111 (内線548)

健康こども部 子育て支援課

課長 藤吉 紀行 0574-66-1380 (課直通)

健康こども部 健康課

課長 久保田 芳典 0574-66-1360 (課直通)

(2) 国民健康保険料の賦課誤りについて

国民健康保険料の賦課について、住所地特例による被保険者の介護保険適用除外に関する事務処理に誤りがあったことが判明いたしました。

1 事案の概要

国民健康保険は、住民登録のある市町村で加入することとなっていますが、当市から他市町村の障害者施設等へ入所するため転出した場合は、入所前に住民登録していた市町村で引き続き国民健康保険の被保険者とする規程があります。この規程に基づき、住民登録の被保険者から住民登録以外の被保険者として新たな保険証番号を作成し、国民健康保険の被保険者として保険証を発行しています。（住所地特例といいます。）

障害者施設等へ入所した住所地特例の被保険者の場合は、介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の適用除外とすべき処理を失念し、国民健康保険料の介護保険分を賦課していました。

2 対象者及び金額

3名 73,300円

うち国民健康保険法により賦課変更ができる2年間

令和4年度の還付分及び令和5年度の賦課変更による減額分

3名 32,100円

美濃加茂市国民健康保険料過納返還金支払要綱に基づき、5年前の年度までの還付分

平成30年度から令和3年度まで 2名

令和3年度のみ 1名 合計3名 41,200円

3 国保年金課の対応

対象者の介護保険第2号被保険者の適用除外処理及び賦課変更を行うとともに、平成30年度から令和4年度分の保険料については、令和6年1月31日付けで還付振込を行い、令和5年度分の保険料については、令和6年1月分から令和6年3月分での減額調整を行いました。

4 再発防止策

今後、こうした事例が生じないように、業務参考手順書（マニュアル）の作成を行い、入力担当者及び他の係員2名によるチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

5 公表について

市ホームページに掲載いたします。

【問い合わせ先】

市民福祉部 国保年金課

課長 片岡 宏恵

0574-25-2111（内線 240）

(3) 特定健康診査票の誤送付による非対象者の健診受診の発生について

特定健康診査（以下「特定健診」）の対象とならない方 16 名に対し、誤って特定健康診査票（以下「健診票」）を送付したことで、そのうちの 1 人が特定健診を受診され、本来市が負担するべきではない健診委託料が発生する事案がありました。

1 事案の概要

特定健診は、40 歳から 74 歳の国民健康保険被保険者（以下「被保険者」）を対象とする健康診査で、市では誕生月ごとに特定健診の対象となる被保険者を抽出し、健診票の送付対象者名簿を作成し、健診票を送付しています。

この度、その名簿を作成する作業行程の中で、国民健康保険の資格喪失者を除外しなかったことにより、特定健診の対象とならない方に対し誤って健診票を送付していました。

その結果、健診票を誤送付された方のうち 1 人が特定健診を受診されたことで、本来市が負担するべきではない健診委託料の支払いが発生したものです。

なお、この健診委託料は、受診者が国民健康保険の被保険者ではないことから、国民健康保険会計から支出することができないため、一般会計から支出することとなります。

誤送付した方 計 16 名
(内訳) 8 月生まれ 15 名 ※うち 1 名（以下「A 氏」）が特定健診を受診
11 月生まれ 1 名

一般会計から支払う金額 健診委託料 1 件分 9,418 円
(特定健診委託料 9,981 円/件 から個人が負担した 500 円を差し引いた額)

2 経過

R5.5~7 月	特定健診対象者名簿の作成誤り及び健診票の誤送付の発生 8 月生まれ：664 人分送付（うち非対象者 15 名に誤送付） 11 月生まれ：555 人分送付（うち非対象者 1 名に誤送付）
R5.8.26	非対象者である A 氏が市内医療機関で特定健診を受診 (健診票は、A 氏への結果説明を経て医療機関から健康課が 12 月に受理)
R5.12.26	市が委託している健診データ作成機関から、A 氏の国民健康保険被保険者番号等が不明である旨の連絡が健康課に入り、事案が判明。 併せて誤送付となった要因を確認し、誤送付となった方の調査を実施。
R6.1.12	令和 5 年度全体の特定健診受診者データを受領したため、A 氏以外の非対象者の受診がないことを確認。併せて、令和 5 年度の全特定健診票送付者の調査の結果、A 氏を含む計 16 名に誤送付があったことを確認。
R6.1.25	A 氏に電話にて経緯説明と謝罪
R6.2.2	誤送付者全員に、謝罪文書を送付

3 今後の対応

①予算執行について

健診実施機関から健康課に健診委託料の請求書を提出いただき、一般会計から委託料の支払いを行います。

②公表について

市ホームページに掲載いたします。

③再発防止策について

今回の事案に対して、複数人による国民健康保険の資格確認などのチェック体制の強化や、作業工程での進捗管理の徹底など防止策を講じ、業務の遂行に万全を期してまいります。

【問い合わせ先】

健康こども部 健康課

課長 久保田 芳典 0574-66-1360（課直通）